

胎内地区地域計画の変更案に対する意見書の提出について

胎内市公告第 10 号で公告した胎内地区地域計画の変更案について、利害関係人は、令和 8 年 6 月 8 日（注：縦覧期間満了の日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

なお、利害関係人とは、胎内地区における農用地等の出し手や受け手、地区内の農用地等を借り受ける意向のある者等です。

記

1 意見書の提出先及び問合わせ先

〒959-2693

胎内市新和町 2 番 10 号 胎内市役所 農林水産課 農業企画係

電 話 0254-43-6111（内線 1247）（問合わせ用：電話での意見は受け付けません。）

F A X 0254-43-6979

E-mail nouseil@city.tainai.lg.jp

2 意見書の提出に当たっての注意事項

(1) 提出方法

前記 1 の窓口へ持参又は郵送、ファクス、E-mail 等いずれかの書面化できる方法とし、電話での意見は受け付けません。

(2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、連絡先、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地、連絡先を記載してください。

なお、意見書には、「地域計画（変更案）への意見」と明記してください。

(3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別できる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際にその部分を非公表にすることがあります。

(4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答はしません。ただし、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け経営第 564 号農林水産省経営局長通知）第 11 条第 6 項の規定により、提出された意見書の要旨、提出数及びその処理結果を公表します。

(5) その他

胎内地区地域計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。